

防衛施設庁

長官	北原巖男	様
次長	地引良幸	様
施設部長	渡部厚夫	様
業務部長	伊藤盛夫	様

東京防衛施設局

局長	徳地秀士	様
次長	大澤和久	様
施設部長	原田繁	様
事業部長	中川和人	様
施設調整官	平井啓友	様

横田基地に関する要望書

平成19年8月7日

瑞穂町

瑞穂町議会

横田基地に関する要望書

米軍横田基地は、日米安全保障条約に基づく在日米軍基地として、国防上、極めて重要な基地であると認識しているところであります。

我が瑞穂町は、昭和15年の陸軍多摩飛行場の設置以来、常に国政に協力し、終戦後も数次に亘る横田基地の拡張に応じてまいりました。

その結果、基地への提供面積は基地総面積の3割強、217万1千平方メートルに及び、まちづくりの大きな障害要因となっております。

特に、当町は滑走路の北側延長線上にあるため、地域住民は、通常の離着陸をはじめとして、基地の常駐機による旋回訓練や、ヘリコプターの低空飛行等により、日夜騒音に悩まされ続けております。

当町住民は、騒音被害のみならず、いつ起こるともしれぬ航空機事故などに不安な毎日を送っておりますが、防衛施設の維持、運用には理解を示し協力しているところであります。改めて、当町がおかれている、耐えがたい実情を十分に理解され、下記の事項について実現されるよう強く要望するものであります。

なお、在日米軍再編に関しての地元への具体的な負担については、正確な情報を速やかに提供するよう強く求めます。

記

1 軍民共用化反対について

町民は国防上重要な施設との認識の下に、基地に起因する様々な障害に耐え忍んでおり、これ以上の騒音や事故の増加に繋がる軍民共用化には絶対反対である。

横田基地共用化に関する国の関係省庁と東京都との「連絡会」が9回開催されているが、協議内容等の説明もないまま共用化へ向け既成事実を積み重ねていくような「連絡会」の開催に、憤りさえ感じている。

万一、軍民共用化を推進するならば、基地そのものに対する反対運動が予想されるので、町の意向を尊重されるよう特段の配慮を願いたい。また、本年10月までに、軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を行う「スタディ・グループ」による検討結果が出され、日米両政府はこの結果に基づき、共同使用に関する適切な決定を行うとされているが、飛行直下に位置する地元自治体の反対の意向を尊重した適切な決定を強く要望する。

2 住宅防音工事の拡充について

(1) 区域指定告示後に建築した家屋に対し、新85WECPNL区域について5年延長されたが、更に住宅防音工事の助成対象を拡充されたい。

(2) 防音工事対象区域の指定値を、騒音被害の実態、地形等を十分に考慮し、現行の75WECPNLから航空機騒音の環境基準70WECPNLに改正されたい。

3 補助事業における採択基準等について

騒音防止事業並びに民生安定施設整備事業（防音助成）については、騒音レベルと発生回数などの基準の適用ではなく、基地の存在や運用に伴う様々な障害に対する対策であるという重要性と瑞穂町の実情を十分考慮し、採択されたい。

また、補助事業における事務の簡素化にも配慮願いたい。

4 新たな補助制度の創設について

基地の存在は、滑走路延長線上の土地利用の甚だしい障害となっているが、その補償は、住宅防音工事及び農耕阻害損失補償に止まっている。平成14年には滑走路が改修され、基地に対しては巨額な金額が投資された。町の中心部が、騒音被害や基地の影響が甚大である当町に対し、今後この地域を整備するにあたり、これらの実情を考慮して、応分の補助を措置されたい。また、補助事業で設置した建物の維持管理に対する補助等、新たな補助を措置されたい。

なお、現在、環境省では航空機騒音の新たな評価指標の導入を検討しているが、今後、評価指標の変更に伴う航空機騒音測定機器の入れ替えが必要となった場合には、導入経費に対する補助措置を行われたい。

5 現行補助制度の拡充

補助事業で設置した施設で既に役割を終えたものを新たに再生させる場合は、現状メニュー以外の住民ニーズにあった施設に変更できるよう対応願いたい。

6 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

滑走路北端に位置する当町は、常駐機だけでなく飛来機による離陸、着陸、急上昇等による騒音被害は甚大なものである。平成18年度では、環境基準を大幅に上回る80WECPNLである。これらの実情を十分に考慮し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の積極的な増額を図られたい。

また、本交付金は、基地の所在が地域発展の阻害となっていることに対して交付されるものであるが、これらは施設整備のみにより解消されるものではないため、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用除外とし、一般財源として活用できるようにされたい。

7 再編交付金について

「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」が本年5月23日に成立し、公布後3か月以内に関係政省令の整備を経て、施行されることとなったが、再編交付金については、瑞穂町の実情を十分にふまえた上で交付されたい。

なお、本交付金は在日米軍再編に伴うものであるため、従来の基地周辺対策については、後退することなく、その充実を図られたい。

8 常駐機等の市街地上空における低空飛行及び旋回訓練の中止について

C - 130の市街地上空における旋回訓練及び低空飛行訓練は騒音のみならず航空機事故の危険性を伴い、住民の精神的負担は甚大である。また、他の基地から飛来するジェット戦闘機の騒音はすさまじく、100dBを超える爆音である。市街地上空におけるこれらの訓練の中止を米軍に申し入れられたい。

9 ヘリコプターの飛行訓練の中止について

平成15年9月にヘリパッドが南側に新設されたが、瑞穂町の市街地上空での訓練は未だ実施されている。ヘリコプター騒音は継続時間が長く、時には80dBを超え、住民の被害は甚大である。

また、本年6月には、横田基地所属ヘリコプターが神奈川県横浜市内の公園に緊急着陸したことにより、住民は、より一層不安を募らせている。

市街地上空での訓練の中止を米軍に申し入れられたい。

10 情報提供について

平成14年4月に横田基地内にて発生したジェット燃料漏出事故については、安全性が確保できているものと判断し、また、「通報」ではなく「参考情報」であるとして、情報提供が行われなかった。しかしながら、地域住民の安全確保には、基地に関係する様々な情報が必要不可欠であるため、事故の規模、基地外への影響の有無に関わらず、適時・的確な情報提供に努められたい。

11 JR八高線複線化事業について

東日本旅客鉄道株式会社では、八高線拝島・箱根ヶ崎駅間の複線化事業を進めている。しかし、現在は、米軍用地取得事業が中断している状況である。JR八高線の複線化事業については町民の悲願であり、町は全面的に協力しているところである。

そこで、東日本旅客鉄道株式会社の事業推進の際には、当該用地の確保にあたり特段の配慮を願いたい。

平成19年8月7日

東京都西多摩郡瑞穂町

瑞穂町長 石塚 幸右衛門

瑞穂町議会

議長 尾作 武夫

瑞穂町議会基地対策特別委員会

委員長 上野 勝